

令和三年十一月

定例島根県議会議案 (条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和3年11月25日

島根県知事 丸 山 達 也

第136号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	……………	1
第137号議案	県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	……………	4
第138号議案	特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	……………	6

## 第136号議案

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項中「100分の117.5」を「100分の107.5」に、「100分の97.5」を「100分の87.5」に改め、同条第3項中「100分の60」を「100分の55」に、「100分の50」を「100分の45」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「13年」を「15年」に、「（第1号及び第2号）」を「（第1号から第3号まで）」に改め、同項第3号中「50,000円」を「60,000円」に改める。

第10条第3項中「、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で」を削り、「の通勤のため」を「通勤する特別急行列車等利用職員（第1項第1号又は第3号に掲げる職員で）」に、「以下」を「以下この項において」に、「とするもの」を「とするものをいう。次項において同じ。）」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、特別急行列車等利用職員のうち、次に掲げる職員の通勤手当の額の算出について準用する。ただし、第2号に掲げる職員が前項の適用を受けるときは、この限りでない。

(1) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員等給料表の適用を受ける職員となった者で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）から通勤するもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職

員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員

- (2) 父母の介護その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により住居を移転した職員で、当該移転後の住居から通勤するもの（人事委員会規則で定める職員に限り、前号に掲げる職員を除く。）

第15条の5第2項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の87.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の55」を「100分の57.5」に、「100分の45」を「100分の47.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「100分の117.5」を「100分の107.5」に、「100分の155」を「100分の145」に改める。

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の145」を「100分の150」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第3項中「100分の117.5」を「100分の107.5」に、「100分の155」を「100分の145」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第3項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の145」を「100分の150」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第

6 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 第137号議案

### 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の117.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の60」を「100分の55」に改める。

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「、第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で」を削り、「の通勤のため」を「通勤する特別急行列車等利用教育職員（第1項第1号又は第3号に掲げる教育職員で）」に、「以下」を「以下この項において」に、「とするもの」を「とするものをいう。次項において同じ。）」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、特別急行列車等利用教育職員のうち、次に掲げる教育職員の通勤手当の額の算出について準用する。ただし、第2号に掲げる教育職員が前項の適用を受けるときは、この限りでない。

(1) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける教育職員となった者で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）から通勤するもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員

(2) 父母の介護その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により住居を移転した教育職員で、当該移転後の住居から通勤するもの（人事委員

会規則で定める教育職員に限り、前号に掲げる教育職員を除く。)

第24条第2項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で」を削り、「の通勤のため」を「通勤する特別急行列車等利用教職員(第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で)に、「以下」を「以下この項において」に、「とするもの」を「とするものをいう。次項において同じ。)」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、特別急行列車等利用教職員のうち、次に掲げる教職員の通勤手当の額の算出について準用する。ただし、第2号に掲げる教職員が前項の適用を受けるときは、この限りでない。

(1) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他教育委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。)から通勤するもの(任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める教職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員

(2) 父母の介護その他の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により住居を移転した教職員で、当該移転後の住居から通勤するもの(教育委員会規則で定める教職員に限り、前号に掲げる教職員を除く。)

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

## 第138号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の160」を「100分の150」に改める。

第2条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。